

旧砥部町こぶし食堂の貸付に係る
プロポーザル募集要領

令和8年5月

砥部町企画財政課

旧砥部町こぶし食堂の貸付に係るプロポーザル募集要領

1 趣旨

令和7年9月24日付けで廃止となった旧砥部町こぶし食堂について、今後の有効活用を図ることを目的とし、施設利用者を公募するものです。

2 貸付施設の概要

次の施設について、5年間の有償貸付とします。

(1) 施設

施設名	旧砥部町こぶし食堂
所在地	砥部町総津 159 番地 1
建築年月	平成元年
延床面積	63 m ²
構造	木造平屋建て
建物用途	食堂
その他	・厨房、トイレ、木製テーブル、椅子、木製戸棚、ガラス戸棚、テレビ、ペレットストーブ、駐車場（ふるさと生活と共同使用）、その他付帯設備（エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、温水ボイラー、IHコンロ） ・使用用途により低圧電力復旧費用の負担あり

※施設は現状有姿で貸付けするものとし、隠れた瑕疵等について、町は一切の責任を負いません。

※「17 問い合わせ先」へ連絡の上、事前に現地確認を行ってください。

(2) 土地

施設用地	2,459 m ² （砥部町総津 159 番地 1）ふるさと生活館の一部を含む
------	--

※土地の形状変更、新たな施設等を建設又は設置、第三者への転貸など、町の承諾なく、これを行うことはできません。

3 参加資格

参加に当たっては、次の条件をすべて満たす事業者又は団体若しくは複数の事業者・団体等で構成される共同事業体（以下「事業者等」という。）とし、事業者等の主たる所在地については、国内であれば、町内・町外を問いません。

(1) 「14 貸付の条件等について」を遵守できる事業者等であること。

(2) 施設を有効に活用し、5年間安定的に事業を行うことが期待できる事業者等であること。

- (3) 事業を行うにあたって必要な許認可等を取得済または営業開始までに取得予定のある事業者等であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない事業者等であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない事業者等であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない事業者等であること。
- (7) 租税に未納がない事業者等であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員の利益につながる活動を行う事業者等でないこと。

4 参加受付

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 6 月 1 日（月）

※持参もしくは郵送とします。

(2) 提出書類

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式第 1 号）
- ② 宣誓書（様式第 2 号）
- ③ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- ④ 身分証明書（個人で商号を用いないで営業しているもののみ。本籍地の市区町村が発行するもの。）
- ⑤ 登記されていないことの証明書（個人で商号を用いないで営業しているもののみ。）
- ⑥ 財務諸表（直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書）
- ⑦ 会社概要及び同種・類似事業の経歴書

(3) 提出先

〒791-2195

伊予郡砥部町宮内 1392 番地 砥部町企画財政課契約資産係

※郵送の場合は、期限内に必着のこと。

5 提案書の提出者

参加申込書を提出した者には、選定若しくは非選定の結果を書面（様式第 3 号）により通知します。提案書の提出者として選定されなかったものに対しては、選定されなかった理由を記載して通知します。

6 評価基準及び採点基準

(1) 契約候補者を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	配点	指標
実現性	利用目的（内容）等は具体的で妥当か。	45 点	利用目的（内容）や施設の管理方法等の具体性及び妥当性
独自性	町の現状、地域特性を理解し、専門的立場から町に有益な提案ができているか。	20 点	町の現状理解度及び提案内容の独自性
実績	類似事業についての実績等	10 点	同種又は類似事業の過去の実績
説得力	説明に説得力はあるか。論理的か。	10 点	ヒアリング・プレゼンテーションの内容、プレゼン等における説明能力や施設利活用への意欲、論理性、資料の正確性
協調性	冷静に討論できるか。意思疎通が容易か。	10 点	
資料調達力	提案資料は分かりやすいか。誤字・脱字はないか。	5 点	
合計		100 点	

※各委員の評価点の平均評価点が 50 点を下回った場合は失格とします。

7 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 8 日（月）～令和 8 年 6 月 22 日（月）

※持参もしくは郵送とします。

(2) 提出書類

①提案書（様式第 4 号） 正本 1 部

A4 版横書き両面印刷とし、表紙を含めて 15 頁以内とします。

②提案書（様式第 4 号） 副本（社名の標示がないもの） 4 部

A4 版横書き両面印刷とし、表紙を含めて 15 頁以内とします。

【提案書記載事項】

- ・利用目的
- ・利用範囲
- ・利用に関する説明
 - ⇒改築、改装等の有無や程度、返還時の現状復帰について
 - ⇒設備、機材等を設置する場合はその方法について
 - ⇒騒音の発生、程度について
 - ⇒17 時以降の使用について

- ・同種又は類似事業の過去の実績
- ・施設の管理方法について
- ・その他 PR したいこと

(3) 提出先

〒791-2195

伊予郡砥部町宮内 1392 番地 砥部町企画財政課契約資産係

※郵送の場合は、期限内に必着のこと。

8 質問の受付及び回答

- (1) 参加申込書の提出を行った後の本募集に係る質問は、質問書に記入し、令和 8 年 6 月 12 日（金）17 時（時間厳守）までに電子メールで行うこととします。
※メールアドレスは募集要領「17 問い合わせ先」を参照
- (2) 電話での質問には応じません。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせます。
- (3) 質問事項の回答は、令和 8 年 6 月 17 日（水）までに全提案者に電子メールで通知します。

9 提案内容についてのヒアリング等の実施

- (1) ヒアリング等の実施
提案内容についてのヒアリングまたはプレゼンテーションを実施します。
なお、日程については、提案者へ電子メールで通知します。
- (2) 提案書記載内容の確認
提案者は、提出された提案書の内容について、本町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答してください。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとします。
なお、回答内容も提案の一部として取り扱うのでご注意ください。
※メールアドレスは募集要領「17 問い合わせ先」を参照

10 契約候補者の特定等

- (1) 審査委員会において、提案内容などを総合的に評価・審査し、一定の水準以上を満たしたもののうちで 1 位として決定したものを契約候補者として特定します。
- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書（様式第 5 号）又は電子メールにて通知します。
- (3) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じません。

11 契約候補者の特定時期

令和8年7月10日（金）頃

12 契約相手の最終決定、契約の締結等

- (1) ヒアリング等で契約候補者となった場合は、文書（様式第6号）又は電子メールにて通知し、契約を締結するものとします。
- (2) 前号の契約相手が辞退又は特別な理由により契約締結ができない場合は、10（1）で順位付けをした次順位の者を契約候補者とします。ただし、契約締結については前号の規定によるものとします。
- (3) 契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取扱いを受けるものではありません。

13 貸付契約の解除について

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除するものとします。この場合において、事業者等は町に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできません。

- (1) 「14 貸付の条件等について」やその他契約事項に違反したとき。
- (2) 町が指定する期日までに契約を履行しないときまたは事業者等による施設の利用を継続することができないと認められるとき。
- (3) 応募時に成約した事項に虚偽の申告があったとき。

14 貸付の条件等について

(1) 建物用途等について

- ①現在の建物用途は「食堂」です。施設利用にあたり、他の用途とする場合は各種法令等に順じ、適切な措置を講じる必要がある場合があるので確認してください。また、用途変更等に伴う改修工事等に係る一切の費用については事業者の負担とします。
- ②各種法令に適合するものとします。
- ③用途を変更する必要が生じたときは、町の承諾を受けなければ変更することができません。

(2) 貸付の制限について

町の承諾を得ないで貸付物件の滅失または廃棄及び所有権を移転し若しくは担保の用に供することはできません。

(3) 貸付料について

施設の貸付は、年額 64,000 円（有償貸付）とします。また、貸付料は前納が基本となります。

(4) 施設の再貸付について

事業者等は施設の全部または大部分を第三者に貸付けすることはできません。

(5) 契約満了後の施設の取扱いについて

契約期間満了までに双方協議のうえ施設の扱い（契約終了又は貸付継続）を決定します。

(6) 施設の維持管理・修繕等の取扱いについて

事業者等は、各種関係法令に基づき適切に対象施設等を維持管理・保全するものとし、その運営及び使用に係る機能の維持等に資するために必要な一切の費用や責任については、事業者等が負担するものとします。

15 その他

履行状況等を確認するため、町が必要と認めるときは、実地調査等を行う場合があります。

16 その他の留意事項

- (1) 提案書の文言の標記については、可能な限り分かりやすく平易な表現としてください。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失います。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された資料は返却しません。
- (5) 町は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととします。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めません。

17 問い合わせ先

砥部町企画財政課契約資産係

住所 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

電話 089-909-4670

電子メール 021keiyaku@town.tobe.ehime.jp

(公募型)

様式第1号

年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

プロポーザル参加意向申出書

プロポーザル方式による提案書の提出について、必要書類を添えて、下記により参加意向を申し込みます。

記

1 名称：旧砥部町こぶし食堂貸付

2 その他

(参加申込にあたり、特筆すべき事項があれば記入)

担当者

所 属

氏 名

電 話

電子メール

(公募型)

様式第 2 号

年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

④

(署名又は記名押印)

宣誓書

旧砥部町こぶし食堂貸付に係るプロポーザル参加の申出にあたり、同募集要領「3 参加資格」に定める条件をすべて満たすことを誓います。

(公募型)

様式第 3 号

第 号
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

砥部町長



参加資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出していただきました下記の案件について、参加資格確認結果を通知します。

記

名称：旧砥部町こぶし食堂貸付

結果 ①(資格を有することを認めます。)

②(次の理由により、資格を有することを認められません。)

(理由：)

上記理由について説明を希望される方は、令和 8 年 月 日までに企画財政課へその旨を記載した書面を提出してください。

担当者

所 属

氏 名

電 話

(公募型)

様式第4号

年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

提 案 書

下記の案件について、提案書を提出します。

記

名称：旧砥部町こぶし食堂貸付

担当者
所 属
氏 名
電 話

(公募型)

様式第 5 号

第 号
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

砥部町長



審 査 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を下記のとおり通知します。

記

名称：旧砥部町こぶし食堂貸付

結果①：最適（契約候補者）であると特定しました。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由： ため

担当者

所 属

氏 名

電 話

(公募型)

様式第 6 号

第 号
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

砥部町長



決 定 通 知 書

下記施設貸付けについて、契約の相手方として決定しましたので通知します。

記

名称：旧砥部町こぶし食堂貸付

担当者

所 属

氏 名

電 話